

平成30年監督指導白書

名古屋北労働基準監督署

当署が平成30年に実施した監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理を行つていただきますようお願いします。

ました

監督實施狀況

(表 参 照)

平成30年は、過重労働対策、労働災害防止対策を重点に、1244件の事業場に対し、臨検監督（労働基準監督官が予告なく事業場を訪れ、労働条件と安全衛生の調査を行うこと）を実施いたし

労働安全衛生法							じん肺法
元方事業者・注文者	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健診	診断	
0	39	12	3	32	73	6	
6	0	0	0	1	11	1	
0	3	0	0	0	20	0	
6	43	12	3	33	107	7	
0	4	1	0	1	38	0	
0	0	0	0	0	13	0	
0	1	0	0	1	23	0	
0	0	0	0	1	68	0	
0	6	1	0	3	158	0	
6	49	13	3	36	265	7	

労働条件等に 関する違反

違反件数の最も多いのが労働時間304件(24.4%)で、次いで割増賃

過重労働による健康障害防止及び長時間労働対策は、労働行政の最重要点

保健衛生業 73・7%、接客娯楽業 73・2%、製造業 70・6%、運輸交通業 64・0%となっています。

金290件(23・3%)です。労働時間について
は、36協定未提出、36協定限度時間超え、特別条

弁護士に聴く (60) 宮澤俊夫 29
我が家のタカラ 高山幸雄 30
社会保険労務士が答える企業の労務管理 (42) 川喜田美香 31
こちら企業の労働 110 番です (100) 若井大志 32
愛知紛争調整委員統・残月録 (96) 小栗利治 33
わたしのジ・ハード (195) 植田美津恵 34
名北セーフティー・アドバイス (146) 山&神 35
表紙 II 梅香る

「平成30年監督指導白書」	2
行政の焦点	6
監督署の窓	8
治療と仕事の両立支援アンケート結果報告	9
質問にお答えします	13
有給休暇5日取得義務化	4

(表)平成30年 監督実施状況及び措置状況

定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同比率	使用停止等処分事業場数	違反状況														
				労働基準法						最賃法			その他					
				労働条件の明示	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	賃金不払	最賃効力	安全管理者	衛生管理者	作業主任者	安全衛生委員会	安全基準	衛生基準	
製造業	269	190	70.6%	14	21	76	3	57	14	12	8	10	4	13	33	5	54	42
建設業	127	61	48.0%	7	7	18	2	12	7	7	3	0	1	2	2	0	13	0
運輸交通業	89	57	64.0%	1	5	38	4	18	8	13	3	2	1	1	0	1	3	1
工業的業種	501	315	62.9%	22	34	137	9	88	29	34	14	12	7	17	35	6	70	43
商業	193	114	59.1%	0	15	39	4	44	17	30	8	12	0	6	1	7	2	1
保健衛生業	57	42	73.7%	0	3	23	0	25	10	12	2	5	0	2	0	1	0	0
接客娯楽業	82	60	73.2%	0	10	34	3	28	16	10	2	2	1	5	1	2	1	1
その他の事業	286	155	54.2%	0	12	53	5	69	17	25	8	4	0	17	0	8	0	1
非工業的業種	743	442	59.5%	0	48	167	13	202	66	90	26	24	1	34	2	22	5	3
合 計	1,244	757	60.9%	22	82	304	22	290	95	124	40	36	8	51	37	28	75	46

①複数の法違反が認められた事業場があるため、違反件数は重複しています。②業種は主要なもののみを掲載しています。

課題の一つであり、今後も同対策の強化を図り推進していきます。

安全衛生に関する違反

安全衛生に関する違反については、健康診断に関するものが265件（21.3%）で、一定期間における健康診断（特殊健康診断を含む）が実施されていない、健康診断の結果、異常の所見があると判断された者について、労働者の健康を保持するための必要な措置について、医師等から意見聴取を行っていない等の違反が認められました。

から意見聴取を行うとともに、必要に応じ、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等適切な措置を講じてください。

約7社に1社の割合で衛生管理者未選任

常時50人以上の労働者を使用する事業場に義務付けられる衛生管理者の選任義務が果たされない事業場は、平成30年に監督指導を実施した50人以上の事業場353件のうち51件（14.4%）、安全衛生委員会等に関する法違反が認められた事業場は28件（7.9%）でした。

（特殊健康診断は、会社の費用で1年以内ごとに1回（特殊健康診断は6か月に1回）定期的に実施してください。また、健診の結果、異常の所見があると判断された労働者については、今後の就業の可否や配慮すべき事項等について、医師等

製造業の約2割の事業場で安全基準違反・衛生基準違反

安全基準違反とは、機械への挟まれ・巻き込まれによる労働災害を防止するための、安全カバー

や安全装置が設置されていない、フォークリフト等荷役運搬機械との接触災害を防止するために作業計画を作成していない、天

井クレーンのフックの外れ止め防止装置を補修していないといったものであります。法で定められた安全基準を遵守し、従業員を労働災害から守つてください。

衛生基準違反とは、例えればトルエン、キシレンなどの有機溶剤やエチルベンゼン、ジクロロメタンなどの特別有機溶剤（特定化学物質）を用いて塗装、洗浄などの作業を行いう場合、発生する有害な蒸気を、屋外に排出する局所排気装置を設置を防止するための手すり等を設置していない、天

月に1回作業環境測定を実施していない、6か月に1回特殊健康診断を実施していないといったものであります。化学物質は、口、目、皮膚などを通して体内に取り込まれます。めまい、嘔吐、意識混濁などの急性中毒や、肝障害、腎障害などの慢性中毒症状をもたらすだけでなく、発がん性が認められる物質も多く存在します。

し、労働契約内容を明らかにしておくことが必要不可欠で、労働者数が10人以上の事業場においては、作成した就業規則を労働者に説明し、周知を図ることが必要です。また、割増賃金に関する規定が定められており、その法定ルールを知らないなかつたために、元労

働者等からの申告により、過去に遡つて数百万円の追加支給を余儀なくされた会社もあります。トラブルが発生する前に、いま一度、賃金制度を見直し、割増賃金が適正に払われているかの確認をお願いいたします。

【申告処理状況】

申告とは、労働者が「給料が払われない」「残業代が支払われない」「解雇予告手当が払われない」「健康診断が実施されない」などの労働関係法違反について、申告を個別救済を求めることです。これらの申

告を受けて、労働基準監督官は事業場に対して調査を行い、違反が認められた場合は違反の是正勧告を行います。平成30年の申告処理件数は409件で、前年よりも7件減少しました。申告内容は、定期賃金不払、賃金不払

井クレーンのフックの外れ止め防止装置を補修していないといったものであります。法で定められた安全基準を遵守し、従業員を労働災害から守つてください。

月に1回作業環境測定を実施していない、6か月に1回特殊健康診断を実施していないといったものであります。化学物質は、口、目、皮膚などを通して体内に取り込まれます。めまい、嘔吐、意識混濁などの急性中毒や、肝障害、腎障害などの慢性中毒症状をもたらすだけでなく、発がん性が認められる物質も多く存在します。

梅香る
丹羽省吾

表紙のこととば

名古屋北労働基準監督署のダイヤリーケース内

監督係(方面)	〈052〉961-8653
安全衛生課	〈052〉961-8654
労災課	〈052〉961-8655

トラブルの未然防止に万全を期してください

京都に春を告げる北野天満宮の梅。梅香る境内は、合格祈願の参拝客が絶えることはない。

(京都市上京区)

これらの労使のトラブルを未然に防止するためには、労働契約締結の際に労働条件通知書を交付

(中日写真協会理事)

データ
カメラ
EOS 50D
レンズ
タムロン18-250ミリ
露出
F8、1/2
0.0秒
ISO感度
1000
ホワイトバランス
オート